

感染症及び食中毒の予防及び まん延の防止のための指針

株式会社ほうおう

放課後等デイサービス **ぽけっと**

令和7年4月1日改定

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

事業所は、利用児童の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用児童の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等について事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアルを遵守するとともに、事業所において適切な対応が取れるよう指針を定め、事業所全体で取り組みを推進していくことを目的とする。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止のための体制

（1）感染対策委員会の設置

- ①設置の目的：事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する
- ②委員会の構成メンバー：管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、指導員 他
- ③委員会の開催：概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する

（2）感染対策委員会の主な活動内容

- ①感染対策の立案、指針・マニュアルの作成
- ②感染対策に関する職員研修の企画および実施
- ③事業所における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する
- ④利用児童・職員の健康状態の把握
- ⑤感染症発生時の対応と報告、感染対策実施状況の把握と評価
- ⑥その他、感染関連について検討が必要な場合の対処

（3）職員研修および訓練の実施

職員に対し感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的として研修および訓練を感染対策委員会の企画により、以下のとおり実施する。

- ①感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する
- ②感染症が発生した場合を想定した訓練を年2回以上実施する（机上訓練と実地訓練を組み合わせながら、感染症業務継続計画（BCP）を用いた訓練も同時に実施する）

3. 平常時の対策

利用児童および職員を感染から守るため、以下のとおりの標準的な感染予防策を徹底する。

ア) 手指衛生（手洗い、手指消毒など）の実施

- イ) 個人防護具（マスク、手袋、ガウン、ゴーグルなど）の使用
- ウ) 呼吸器衛生（咳エチケット、換気、うがいなど）の取り組み
- エ) 環境整備（清掃、消毒、整理整頓、感染性廃棄物の処理など）の実施

4. 発生時の対応

感染症および食中毒が発生した場合は、感染拡大を防ぐため、下記の対応を図る。

（１）発生状況の把握

- ①感染者および感染疑いの者の状況を把握し、情報を共有する
- ②事業所全体の感染者および感染疑い者の発生状況を調査し、把握する

（２）感染拡大の防止

- ①感染者および感染疑い者の対応方法を確認し、マニュアルに従って速やかに対応する

（３）関係機関との連携・報告

ア) 医療機関との連携

- ①状況に応じて診療の協力依頼をする
- ②医療機関からの指示内容を事業所内で共有する

イ) 保健所との連携

- ①疾病の種類、状況により報告を検討する
- ②感染者および感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する
- ③保健所からの指導内容を全職員で共有する

ウ) 行政関係機関への報告

- ①疾病の種類、状況により報告を検討する
- ②感染者および感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する
- ③保健所からの指導内容を全職員で共有する

エ) 関係者への連絡・報告

- ①事業所（法人）内での情報共有をする
- ②利用児童の保護者と情報共有をする
- ③相談支援事業所や各業者等と情報共有する

5. 感染者発生後の支援

- （１）感染者および感染疑い者の病状や予後を把握し、職員に適宜報告し対応方法を確認する
- （２）感染者および関係者の精神的ケアについて、関係機関と連携しケアに努める

令和7年4月1日 改正